

入札説明書

【電子入札システム対応】

令和 8 年度国立研究開発法人国立環境研究所本構内電気供給契約

令和 7 年 12 月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和7年12月11日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 契約者

国立研究開発法人国立環境研究所

理事長 木本 昌秀

2. 調達内容

(1) 調達件名及び数量

【電子入札システム対応】令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所本構内電気供給契約
契約電力 4,400kW 年間使用予定電力量 21,479,466kWh

(2) 調達件名の特質等 別添仕様書による

(3) 使 用 期 間 令和8年4月1日 0：00から
令和9年3月31日 24：00まで

(4) 需 要 場 所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

(5) 入 札 方 法

上記2. (1)の件名に対し入札に付する。入札金額は各社において設定する契約電力に対する単一の単価(月額)及び使用電力量に対する単価(同一月においては単一のものとする。)とし、仕様書で提示する予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から課税額を除いた金額を記載した入札書を提出すること。

※「同一月においては単一のもの」とは、同一月内においては単価が一定であることの意であり、供給される時間帯によって異なる単価を設定することを妨げるものではない。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

3. 競争参加資格

- (1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に

関し、別紙6に掲げる入札適合条件を満たすこと。

- (6) 供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は100%とすること。また、その環境価値について、国立研究開発法人国立環境研究所に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。
- (7) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できるものであること。

4. 電子入札システムの利用

本件調達は電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者のICカードに限る。）を取得していること。

・<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=06A0064006A00600>

なお、同システムによりがたい者は、紙入札方式によることができる。ただし、紙入札方式参加届（別紙1）を6.に示す提案書等と併せて提出すること。

5. 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

①受領期間：令和7年12月11日から令和7年12月25日17時まで。

②提出場所：〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2

　　国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係 小林
　　電話 029-850-2321

③提出方法：電子メールによるデータ（指定様式（※））の送付とする（データ送付先 chotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所本構内電気供給契約）（担当：小林）】とすること。

※当研究所HPに掲載（本公告掲載先と同一ページ）。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期間：令和8年1月9日10時00分から
　　令和8年2月3日14時30分まで

②閲覧場所：電子入札システム及び当研究所HP上

- (3) (1)の質問がない場合、(2)については行わないものとする。

6. 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出方法

① 入札者は仕様書に係る証明（提案書）を以下により作成し、期限までに持参又は郵送（書留郵便に限り、受領期間必着とする。）により提出するものとする。また、電子入札システム（同システムにより入札する者に限る。）若しくは電子メール（データ送付先：chotatsu@nies.go.jp）による電子データ（ワード又はエクセルで作成したもの）の提出も可とする。なお、メールの件名を【提案書の提出（令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所本構内電気供給契約）（担当：小林）】とすること。

② 提案書等の構成

- ア. 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- イ. 別紙6に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- ウ. 本入札説明書3. (6) を示す証明書類（仕様書3.仕様（2）ウ 参照）
- エ. 会社履歴書又はこれに類する書類
- オ. 参考見積書

③ 提出部数は1部とする。

(2) 提案書等の受領期限

令和8年1月19日17時00分（厳守）
(郵送による場合には、受領期限までに必着のこと。)

(3) (1) のとおり提出された提案書等による本競争参加の可否については、次の期間までに連絡をする。

① 期 間：令和8年1月26日17時00分

7. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書等の提出場所及び問い合わせ先
本入札説明書5. (1) ②に示すとおり

(2) 入札書の受領期限
令和8年2月2日17時00分（厳守）
(郵送による場合には、受領期限までに必着のこと。)

(3) 開札の日時及び場所
令和8年2月3日14時30分
国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館II 1階 第1会議室

8. 入札及び開札

(1) 電子入札の場合

- ① 6. (2) の日時までに、電子入札システムの証明書等提出画面において、3. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ② 7. (2) の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。
- ③ 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価(月額)及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）とし、仕様書で提示する予定使用電力量の単価を入札金額とする。なお、別添入札金額内訳書をあわせて提出すること。
- ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力するものとする。
- ⑤ 同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事

項に誓約したものとして取り扱うこととする。

⑥入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。

⑦事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。

⑧入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(2) 紙入札の場合

①入札書（別紙2）には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。また、郵送による提出の際は入札書に入札回数（第〇回）を記載すること。

②入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

③入札金額は各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）とし、仕様書で提示する予定使用電力量の対価を入札金額とする。なお、別添入札金額内訳書をあわせて提出すること。

④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。

⑤入札書及び入札金額内訳書は、別紙の書式により作成し、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。

⑥新型コロナウイルスによる感染症（C O V I D – 1 9）の感染拡大防止のため、当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。郵便（書留郵便に限る）による場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ封かんのうえ、表封筒に「令和8年2月3日開札（令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所本構内電気供給契約）の入札書在中（第〇回）」の旨を記載し、中封筒の封皮には、直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、次に従い受領期限までに確実に到着するよう送付すること。

提出期限：7. (2) に示すとおり

提出場所：5. (1) ②に示すとおり

⑦入札参加者は、入札書を提出する際には、本入札説明書3. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。

⑧入札参加者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させる際は、その委任状（別紙3、4）を持参させなければならない。

⑨入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

⑩開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しない際は、入札執行事務に關係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。

⑪入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

- ⑫提出済の入札書は、その事由の如何に関わらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑬入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

9. 入札の無効

次の各号に該当するものは無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 紙入札において、委任状を持参しない代理人等の提出した入札書
- (3) 紙入札において、記名を欠いた入札書
- (4) 紙入札において、入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 紙入札において、入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 紙入札において、誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の紙入札について他の競争参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が複数の入札書を提出した場合
- (10) 本入札説明書6 (3) による契約者からの了承を得ることのできなかった者が提出した入札書
- (11) 別紙2の入札書及び入札金額内訳書の金額に計算誤りがある入札書
- (12) その他の入札に関する条件に違反した場合

10. 落札の決定

本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は原則として2回を限度とする。

電子入札システムにおいては、開札の際、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子入札システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。再度入札の時刻については、当研究所から通知書を送信するので、システム内の通知は必ず確認すること。なお、入札方式が混在する場合、開札処理に時間を要すことから、予定時間を大幅に超える場合がある。

12. 同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定

落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の3桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書（別紙2）の記載欄に任意の3桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。当該入札者のうち数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力し、落札者を決定するものとする。

1 3. 契約書の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案（別紙5）に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- (3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 4. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

1 5. 契約情報の公表について

① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果（落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格）について、開札場において発表するとともに電子入札システムにおいて公表する予定である。

② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のHPにおいて公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のHPで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること

イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名

イ. 当法人との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満

- ・ 3分の2以上
 - エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- 3) 提供を求める情報
- ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）
 - イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高
- 4) 公表の時期
- 契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月中に締結した契約については原則93日以内）

16. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス
: <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html>
ヘルプデスク 0570-021-777 (受付時間: 平日 9:00~12:00 及び 13:00~17:30)
Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

17. その他

- (1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札心得
 - ① 入札者は、仕様書及び契約書（案）を熟読のうえ入札すること。
 - ② 入札者は、仕様書について疑義があるときは、当研究所関係職員に説明を求めることができる。
 - ③ 入札後、仕様書について不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(別紙1)

年 月 日

紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

下記案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所本構内電気供給契約

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
FAX：
E-mail：

(別紙2)

入 札 書

入札金額 (別添入札金額内訳書①+②+③-④)

金 円

(当所が提示する契約電力及び予定使用電力に従って計算した総価)

電子くじに入力する数字 (任意の3桁) :

件名 令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所本構内電気供給契約

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。

御採用のうえは確実に履行いたします。

なお、入札説明書別紙8の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

役職・氏名

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

(入札金額内訳書)

①契約電力(常時電力)に対する対価(基本料金)

令和8年4月 ～令和9年3月	@	円 × 4,400 kW × 12 月 =	円 ①
-------------------	---	-----------------------	-----

②契約電力(予備電力)に対する対価(基本料金)

令和8年4月 ～令和9年3月	@	円 × 4,400 kW × 12 月 =	円 ②
-------------------	---	-----------------------	-----

③使用電力量に対する対価

時間帯1(ピーク時間)	@	円 × 785,160 kWh =	円	
時間帯2(昼間)	夏季期間(7～9月)	@	円 × 2,689,488 kWh =	円
	その他期間	@	円 × 7,304,262 kWh =	円
時間帯3(夜間)		@	円 × 10,700,556 kWh =	円
	小計		=	円 ③

④割引内容

1. ○○割引	○月の△時～△時の 使用量に対して定額	@	円 × kW × 月 =	円
2. △△割引	□□□□の使用量に に対して定率	@	円 × kW × 月 =	円
	小計		=	円 ④

(入札金額) ① 円+② 円+③ 円-④ 円= 円

(留意事項)

- ・時間帯1～3については、別添仕様書別紙2の定義によるものである。
- ・本入札金額内訳書は、入札書と同封して提出すること。
- ・入札価格の算定に当たっては力率を100%として算出し、基本料金単価等に反映して記載すること。
- ・①～④の各欄における入札内訳の計算時において、円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- ・本内訳書及び入札書において計算誤りがある入札については、本入札説明書9(11)に基づき無効とされるので留意のこと。
- ・④割引内容には対象となる割引名、割引の具体的な内容を明記し算出すること。なお、割引内容上、上記の計算式を用いることができない場合には、適宜修正しても構わない。
- ・本試算については、燃料費調整を見込まないこと。

記入例

(参考)

入札書

入札金額（別添入札金額内訳書①+②+③-④）

金 円

(当所が提示する契約電力及び予定使用電力に従って計算した総価)

電子くじに入力する数字（任意の3桁） :

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。

御採用のうえは確実に履行いたします。

なお、入札説明書別紙8の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所 ○○○○○○○○○○○○

商号又は名称 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

役職・氏名 代表 ※ ※ または

(復) 代理人 ☆ ☆

※ 代理人又は復代理人が入札の際は記名すること

國立研究開發法人國立環境研究所理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名：

相当者名・

TELEGRAM

$$E \wedge V \rightarrow \cdot$$

E-mail : [...](mailto:)

(別紙3)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代表者名

今般、私は、を代理人と定め、令和7年12月11日付公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所本構内電気供給契約」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL：

FAX：

E-mail：

(別紙4)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代表者名

今般、私は、を復代理人と定め、令和7年12月11日付公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所本構内電気供給契約」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
FAX：
E-mail：

※本契約書様式は、(案)として示したものであり、落札者において既存の様式が存在する場合等においては、本契約書案の条項との整合性等を勘案し、甲乙協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

契 約 書(案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀(以下「甲」という。)は、
(以下「乙」という。)と国立研究開発法人国立環境研究所で使用する電気の需給について、次の条項により契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第3条 契約金額は次のとおりとする

(基本料金)

	従量料金単価 (1kWにつき)	消費税及び 地方消費税額	合計
常時電力			

(従量料金)

	従量料金単価 (1kWhにつき)	消費税及び 地方消費税額	合計
夏季月(7~9月)			
その他季月(3月)			
その他季月(4~6月)			
その他季月(上記以外)			

2 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、乙が定める約款等の規定に準ずるものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(需要場所及び期間)

第5条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所
期 間 令和8年4月1日 0時から
 令和9年3月31日 24時まで

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

(契約電力の変更)

第7条 仕様書に定める契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

2 甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、超過金を支払わなければならない。ただし、甲乙協議の上、超過金の支払う必要がないと認められる軽微な超過のときは、この限りではない。

(計量及び検査)

第8条 乙は毎月初日（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定の上、甲に報告し、その検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は、毎月初日から末日までの月を単位とした使用電力量によるものとする。

(契約金額の支払)

第10条 甲は、第8条に定める検査に合格した後、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内に契約金を支払うものとする。

(遅滞料)

第11条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額とする。

(再委託等の禁止)

第12条 乙は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書（別紙）を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(秘密の保持)

第 14 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

(契約の解除等)

第 15 条 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合に甲は、解除の日の翌日から契約期間満了の日までの間の予定使用電力量により、第 3 条の規定に基づいて算出した額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として乙に納付させることができる。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲の算定するところによりその損害を賠償しなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 17 条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川 16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙)
再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第12条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名 :
- 2 契約金額 : 円 (税込み)
- 3 再委託等を行う業務の範囲 :
- 4 再委託等を行う業務に係る経費 : 円 (税込み)
- 5 再委託等を必要とする理由 :
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所 :
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由 :

以上

担当者等連絡先
部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
FAX :
E-mail :

適合証明書

令和 年 月 日

住 所 ○○県○○市○○
 会 社 名 ○○株式会社
 代表者氏名 ○○ ○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ	②パンフレット
④その他（ ）	③チラシ（ ）

2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証明の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙7により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和5年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和5年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

- ※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

- 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求

めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別紙 7 の「各用語の定義」

用語	定義
①令和5年度 1kWh当たりの 二酸化炭素排 出係数	<p>「令和5年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、以下の値を用いることとする。</p> <p>小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した令和5年度のもの。）</p> <p>なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
②令和5年度の 未利用エネル ギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和5年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \times 100 \\ \text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}}{}$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</p>

	③高炉ガス又は副生ガス
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)} = \frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5}}{\textcircled{6}} \times 100$ <p>再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤に示した令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)を次の⑥の令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は令和5年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh)) ②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh) ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギーに係る非化石証書の量(kWh) ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh) ⑥令和5年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気はエネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備(太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス)による電気を対象とする。</p>
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気</p>

事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※ この表の定義は、適合証明書及び別紙7にのみ適用する。

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(各種規程)

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(予定価格の作成)

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(参考) 紙入札に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について

本調達に関する質問回答書は電子入札システムまたは当研究所HP上で閲覧可能である。

2. 入札書について

入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。

なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。

3. 委任状について

1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。

2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。

4. **資格決定通知書の写しを用意すること。**

5. **郵送による入札を行う場合においても、資格決定通知書の写し等必要書類を提出すること。**

仕様書

1. 業務件名 令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所本構内電気供給契約

2. 概要

- (1) 対象建物 国立研究開発法人国立環境研究所
(2) 需要場所 茨城県つくば市小野川16-2
(3) 業種及び用途 研究所

3. 仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- ア 電気方式 交流3相3線式
イ 標準電圧 66 kV
ウ 計量電圧 66 kV
エ 標準周波数 50 Hz
オ 受電方式 2回線受電

(2) 契約電力、予定使用電力量、再生可能エネルギー電気

ア 契約電力 (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値がこれを超えないものとする。)

- (a) 契約電力 (常時電力) 4,400 kW
(b) 契約電力 (予備電力) 4,400 kW

(常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。)

イ 予定使用電力量 21,479,466 kWh

(令和8年4月1日～令和9年3月31日までの使用量見込み)

- (a) 各月の電力使用計画及び実績 (最大需要電力、使用電力量) 別紙1のとおり
(b) 季節及び時間帯別の電力使用計画 別紙2のとおり

ウ 再生可能エネルギー電気

供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は100%とすること。また、その環境価値について、国立研究開発法人国立環境研究所 (以下「甲」とする。) に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。

- ・自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書 (再エネ指定)
- ・非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であって FIT 非化石証書及びトラッキング付非 FIT 非化石証書 (再エネ指定)、グリーンエネルギー証書 (電力)、再生可能エネルギー電気由来の J-クレジット

(3) 契約使用期間 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(4) 需給地点

需要場所における甲の設置した縮小形受電設備の受電用ブッシング端子と電気供給者 (以下「乙」とする。) の架空引込線との接続点とする。

(5) 電気工作物の財産責任分界点

需要場所における甲の設置した縮小形受電設備の受電用ブッシング端子と乙の架空引込線との接続点とする。

(6) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(9) 料金制度

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

イ 受電状態自動伝達装置分の使用電力料金は契約の最終月（令和9年3月分）の請求金額から引く、または料金確定後に速やかに甲が指定する口座に相当料金を振り込むものとする。

(その分は乙より東京電力パワーグリッド株式会社へ請求するものとする。)

(10) 力率

ア 乙は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、乙が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

乙の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、乙が定める約款等の規定によるものとする。入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(12) 契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、乙は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、乙が定める約款の規定によるものとする。

(13) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、乙は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、乙が定める約款の規定によるものとする。

(14) 支払方法

乙は、代金の算定期後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、甲は、乙が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(15) その他

ア 再生可能エネルギー電気の確認資料

乙は、甲乙協議により定めた期日までに、各半期の供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙3又はこれに準じた様式により、甲に送付することとする。なお、環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合においては、証書の写しを添付することとする。

イ 電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、乙が定める約款の規定によるものとする。

各月の電力使用計画及び実績

各月（月初～月末）の電力使用計画

	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)	力率 (%)
令和8年 4月	4,400	—	1,515,700	100
令和8年 5月	4,400	—	1,652,364	100
令和8年 6月	4,400	—	1,969,920	100
令和8年 7月	4,400	—	2,297,472	100
令和8年 8月	4,400	—	2,344,320	100
令和8年 9月	4,400	—	2,076,438	100
令和8年 10月	4,400	—	1,725,092	100
令和8年 11月	4,400	—	1,636,740	100
令和8年 12月	4,400	—	1,585,446	100
令和9年 1月	4,400	—	1,598,736	100
令和9年 2月	4,400	—	1,443,960	100
令和9年 3月	4,400	—	1,633,278	100
予想合計			21,479,466	

R6.10.～R7.9 電力使用実績

	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
令和7年 4月	4,400	2,664	1,515,700	100
令和7年 5月	4,400	3,078	1,652,364	100
令和7年 6月	4,400	3,798	1,969,920	100
令和7年 7月	4,400	4,068	2,297,472	100
令和7年 8月	4,400	4,110	2,344,320	100
令和7年 9月	4,400	4,020	2,076,438	100
令和6年 10月	4,300	3,774	1,725,092	100
令和6年 11月	4,300	2,922	1,636,740	100
令和6年 12月	4,300	2,712	1,585,446	100
令和7年 1月	4,300	2,736	1,598,736	100
令和7年 2月	4,300	2,670	1,443,960	100
令和7年 3月	4,300	2,892	1,633,278	100
実績合計			21,479,466	

季節及び時間帯別の電力使用計画

	予定使用電力量 (k W h)		
	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3
令和 8 年 4 月		748, 350	767, 350
令和 8 年 5 月		730, 818	921, 546
令和 8 年 6 月		1, 030, 518	939, 402
令和 8 年 7 月	275, 880	946, 710	1, 074, 882
令和 8 年 8 月	268, 788	924, 990	1, 150, 542
令和 8 年 9 月	240, 492	817, 788	1, 018, 158
令和 8 年 10 月		958, 578	766, 514
令和 8 年 11 月		809, 142	827, 598
令和 8 年 12 月		765, 732	819, 714
令和 9 年 1 月		742, 842	855, 894
令和 9 年 2 月		699, 660	744, 300
令和 9 年 3 月		818, 622	814, 656
時間帯別の合計	785, 160	9, 993, 750	10, 700, 556
合 計			21, 479, 466

- ・時間帯 1：夏季の 13 時から 16 時までの時間をいう。
- ・時間帯 2：8 時から 22 時までの時間をいう。ただし、時間帯 1 を除く。
- ・時間帯 3：時間帯 1 及び時間帯 2 以外の時間をいう。
- ・夏季とは 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいう。

別紙3

〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 殿

○○県○○市○○
株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

〇年〇月に以下のとおり国立研究開発法人国立環境研究所に電力を供給したことをここに証する。

また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、国立研究開発法人国立環境研究所に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇

需要施設名 国立研究開発法人国立環境研究所

需要施設住所 茨城県つくば市小野川 16-2

契約電力 4,400kW

2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別添の通り）

【別添】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量

(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇	〇年〇月〇日 ～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)